

5 答 申 第 1 号
令和5年10月6日

福津市長 原 崎 智 仁 様

福津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 村 英 樹

福津市情報公開条例第16条の2第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月7日付5福地コ第154号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

「福津市■■■■財産組合設立の際に添付された名簿（認可地縁団体）■■■■
年■■月■■日（告示・許可）■■■■」（以下、「本件名簿」という。）の部分
公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

福津市長（以下、「実施機関」という。）が、令和5年5月29日付5福地コ第74号で行った部分公開決定は妥当である。

2 審査請求及び当審査会の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年5月15日、実施機関に対し、「福津市■■■■財産組合設立の際に添付された名簿（認可地縁団体）■■■■年■■月■■日（告示・許可）■■■■」について、情報公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「氏名・住所」について、福津市情報公開条例（以下、「条例」という。）第10条第1項に規定する個人情報に該当する情報として公開しない部分を除き、部分公開決定を行い、その旨を審査請求人に部分公開決定通知書（令和5年5月29日付5福地コ第74号）により通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関が公開しない部分とした「氏名・住所」の公開を求め、令和5年7月31日付審査請求書を提出し、実施機関は、同日付けで、これを受理した。
- (4) 実施機関は、条例第16条の2の規定に基づき、福津市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に福津市情報公開審査諮問書（令和5年8月7日付5福地コ第154号）を送付した。その諮問書には、情報公開請求書の写し、部分公開決定通知書の写し、審査請求書の写し、弁明書を添付した。
- (5) 実施機関は、審査請求人に対し、令和5年8月7日付けで、条例第16条の2第3項の規定により、審査会に諮問した旨を通知した。
- (6) 審査会事務局は、審査請求人に対し、令和5年8月7日付けで、行政不服審査法第29条第5項の規定に基づき、実施機関から提出された弁明書を送付するとともに、同法第30条第1項の規定により、弁明に対し反論がある場合には反論書を、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を令和5年8月24日までに提出するよう、あわせて、口頭による意見陳述の申立てを行う場合はその旨を連絡するよう通知した。
- (7) 審査請求人は、令和5年8月22日、審査会に対し、弁明書に対する反論書を提出し、あわせて、口頭意見陳述を申し立てるとともに、補佐人帯同の許可を申請し、審査会事務局はこれを受付した。
- (8) 審査会は、令和5年8月29日付けで、申立人及び実施機関に対し、口頭意見陳述を開催する期日及び場所を指定し、あわせて補佐人帯同を許可

し、これを通知した。

- (9) 審査会は、令和5年9月26日、申立人に対し、口頭意見陳述の機会を付与した。

3 審査請求の趣旨

本件名簿のうち、公開しない部分とされた「氏名・住所」の公開を求める。

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

本件名簿は、 自治会が地縁団体の認可申請時に提出した名簿であり、地方自治法（以下、「法」という。）第260条の2の規定による地縁団体認可要件を満たすために必要な名簿である。審査請求人は、 年に に転入し、「入会金」を支払い 自治会に加入し、これまで自治会の役員や財産組合の役員も務めてきた。

ところが、自治会の中で住民差別とも言える出来事があり、 年 月に自治会を退会した。

しかし、内部告発のためにも財産組合は退会しておらず、自治会長に対し、「財産組合の会員名簿」等の交付を求めたところ、これに応じてもらえず、名簿に審査請求人の氏名の記載はなく、過去一度も財産組合の会員であった事実はないという回答であった。

本件名簿は、審査請求人の 住民としての存在と居住権、「財産組合の一員としての財産権を主張できる権利」を証明する重要な証拠書類である。また、新住民排除の理由を解明する鍵ともなる。

以上の経緯からすると、本件名簿には審査請求人の氏名の記載があって当然と判断されるので、窓口での閲覧を求める。

(2) 反論書における主張

法第260条の2第2項第3号は「地縁団体の申請時の一般的な規定であって」 自治会が申請した「地縁団体名簿」は、自治会の構成員全員が「財産組合の構成員」となるためのものであるから、「自治会員＝財産組合員」という内容で、本件名簿に審査請求人の氏名の記載がないという事は決してありえない。

審査請求人の氏名が本件名簿に記載されていないことが事実であるとするならば、福津市が支払った 業務委託料は、別

団体に支払われたものとの解釈になる。

5 実施機関（処分庁）の主張

条例第10条第1項は「実施機関は、公開の請求にかかわらず、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、これを公開してはならない。」と規定しているところ、構成員の名簿のうち、個人の氏名と住所を非公開としたものである。

法第260条の2第10項の規定による告示事項に構成員の名簿は含まれておらず、個人情報のうち公開するものとする情報を規定する条例第10条第2項第1号の「法令の規定により、何人でも閲覧することができる情報」及び第2号の「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」に該当せず、あわせて、第3号から第5号までのいずれにも該当しない。

よって、個人情報該当を理由として、部分公開決定処分を行ったことについて、違法または不当な点は存在しない。

なお、審査請求の理由には、「私の氏名の記載があつて当然と判断される」とあるが、地縁による団体の認可要件について定める法第260条の2第2項第3号は「その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」と規定しているところ、地縁による団体の認可にあたっては、構成員の名簿により、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となっているかではなく、その相当数の者が現に構成員であるかを確認するものである。

6 審査経過

令和5年9月26日 第1回審査会

7 審査会の判断

本件名簿は、法第260条の2の規定に基づき■■■■財産組合が地縁による団体の認可を受けようとする際、申請書に添付した組合員名簿である。

この点について、審査請求人と実施機関との間に争いはなく、請求対象情報の特定に問題はない。

そこで、当審査会で本件名簿を見分したところ、本件名簿のうち実施機関が公開しないとした部分には個人の氏名及び住所が多数記載されていることを確認した。

条例第10条第1項は「実施機関は、公開の請求にかかわらず、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特

定の個人を識別することができるものについては、これを公開してはならない。」と規定しており、本件名簿に記載された氏名及び住所が「特定の個人を識別することができる」情報に該当することは明らかである。また、本件名簿に記載された氏名及び住所は、条例第10条第2項各号に定める個人情報であっても公開するものとする情報に該当しない。したがって、実施機関が行った当該個人の氏名及び住所を非公開とし、その他の部分を公開するとした部分公開決定は妥当である。

8 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

福津市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中 村 英 樹

委 員 相 澤 直 子

委 員 岩 城 和 代

委 員 上 田 竹 志

委 員 後 藤 健 太 郎